

一般社団法人神奈川県建設業協会県央支部 専門部会設置要領

第1条 一般社団法人神奈川県建設業協会における県央支部の個別の事業について、具体的に検討し、円滑な運営を図るため専門部会を設置する。

第2条 設置する専門部会及び所管する事項は次のとおりとする。ただし、必要があるときは、この定めにかかわらず他の専門部会を設置することができる。なお、所管事項に変更の必要が生じた場合は、支部運営部会において決定するものとする。

1 総務企画専門部会

- (1) 県央地域におけるイベント等への参画及び協力
- (2) 神奈川県出先事務所等との技術懇談会等の企画開催
- (3) 他支部及び他地区の建設団体等との懇談会等の企画開催
- (4) 多機能携帯電話等の応用方法の研究と活用方法の提案
- (5) 外部講師等による講演会・講習会等の企画開催

2 災害対策専門部会

- (1) 県央支部における事業継続計画(BCP)の策定と年度毎の見直し
- (2) 各種災害協定における施工業者等の調整
- (3) 災害対策訓練の対応及び企画調整
- (4) 災害時等における連絡体制の調整と保有資機材等の確認

第3条 各専門部会は所管事項の審議、企画調整、調査研究等を行い、支部運営部会にその結果を報告するものとする。

第4条 全ての会員がいずれかの専門部会に所属する。

- 2 専門部会に専門部会長1名、副専門部会長2名を置く。
- 3 専門部会長は支部運営委員の中から支部長が指名する。
- 4 副専門部会長は支部長の同意のもと、専門部会長が指名する。
- 5 専門部会長、副専門部会長、専門部会員はそれぞれ支部長が委嘱する。
- 6 専門部会長等の任期は2か年とし、後任者就任までその職責を務める。

第5条 専門部会は、専門部会長が召集する。議長は、専門部会長を務める。

- 2 副専門部会長は専門部会長を補佐し、専門部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第6条 専門部会長は、必要により他の専門部会からの参加を要請することが出来る。

- 2 専門部会長は、より詳細な調査・検討等が必要な場合、ワーキンググループを設置できる。
- 3 専門部会長は、必要により外部の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第7条 専門部会の運営に必要でこの要領にない事項は、専門部会長が専門部会に諮り、支部運営部会の承認を経て執行する。

附 則

1. この要領は、平成27年7月27日より施行する。
専門部会の設置当初の任期は、要領を施行した平成27年度の1か年とする。
2. この要領を一部改正し、令和2年8月6日から施行する。